

令和 6 年 4 月 1 日  
財務局建築保全部

## 積算基準の改正について

今般、令和 6 年度から適用する基準として、「積算基準（建築工事編）」を改定しました。本改定内容は、令和 6 年 4 月以降に入札手続きを開始する営繕工事に適用します。なお、「積算基準（建築工事編）」は、都民情報ルーム（東京都庁第一本庁舎 3 階南側）にて公表しています。

### 【主な改定の内容】

共通仮設費率及び現場管理費率の算定式等の見直し

### 【お問合せ先】

財務局建築保全部技術管理課（直通）03-5388-2827